

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3362号)

令和8年7月16日

横 情 審 答 申 第 3362 号

令 和 8 年 7 月 16 日

横浜市消防長 佐々木 功喜 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村 雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

令和7年6月26日消救企第214号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「横浜市救命指導医名簿」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市消防長が、「横浜市救命指導医名簿」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市消防長（以下「実施機関」という。）が令和7年5月19日付で行った「横浜市救命指導医名簿」（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第1号に該当するため一部を不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 救命指導医の氏名は、個人に関する情報であり、開示することにより特定の個人が識別されるため、条例第7条第2項第1号本文に該当し、不開示とした。
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）第14条の2において、病院又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所において診療に従事する医師の氏名を当該病院又は診療所において見やすいよう掲示しなければならない旨を規定しており、このことから、当該施設において勤務している医師の氏名は、条例第7条第2項第1号ただし書アに規定する「法令等の規定により公にされている情報」であると解される。
- (3) しかしながら、救命指導医の氏名の掲示及び公開については、審査請求人が主張する医療法により規定されるものでなく、これをもって「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」とは認められないため、不開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消すとの裁決を求める。
- (2) 医療法第14条の2の規定により、診療に従事する医師の氏名は公表することとされている。
- (3) 慣行として特定行為を指示できる医師の氏名を教えることになっているので、条

例第7条第2項第1号ただし書きアの法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するため、本件処分は違法又は不当である。

5 審査会の判断

(1) 横浜市救命指導医名簿に係る事務について

救急救命士法（平成3年法律第36号）第44条第1項は、「救急救命士は、医師の具体的な指示を受けなければ、厚生労働省令で定める救急救命処置を行ってはならない」と規定している。横浜市では、消防局の救急隊に所属する救急救命士に指示を行う救命指導医を採用しており、採用した救命指導医の氏名及び所属病院を横浜市救命指導医名簿に記載している。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、令和7年4月1日時点で登録されている、横浜市救命指導医の氏名及び所属病院を記載した横浜市救命指導医名簿である。

(3) 条例第7条第2項第1号の該当性について

ア 条例第7条第2項第1号では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」については、開示しないことができると規定している。

ただし、本号ただし書では、「ア 法令若しくは条例・・・の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 救命指導医の氏名については、特定の個人を識別することができる情報であるから、本号本文に該当する。

ウ 審査請求人は、医師の氏名について、医療法第14条の2の規定により公表することとされていると主張しており、これは本号ただし書アに該当するとの主張と解されることから、その点について検討する。

医療法第14条の2第1項では、病院又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所において診療に従事する医師の氏名を、当該病院又は診療所内に見やすいよう

掲示しなければならない旨を規定している。

この趣旨は、適切な医療情報の提供の必要性に鑑み、患者に知らせるべき必要最小限の事項について、病院又は診療所の内部に掲示することを、それぞれの管理者に義務付けたものである。

また、横浜市の救命指導医は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に定める非常勤特別職の公務員とのことであるが、横浜市職員録にもこれらの医師の氏名は掲載されていない。

したがって、救命指導医の氏名については「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」とはいえないため、本号ただし書アに該当せず、イ及びウにも該当しない。

(4) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を一部開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 金井恵里可、委員 藤嶋崇友、委員 山本紗知

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 7 年 6 月 2 6 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 8 年 5 月 2 1 日 (第326回第三部会)	・ 審議
令和 8 年 6 月 1 8 日 (第327回第三部会)	・ 審議